

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案参照条文目次

一	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）	1
二	農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）	6
三	飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）	8
四	地価税法（平成三年法律第六十九号）	9

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）（抄）

（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針）

第二条 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2 政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて、これを行うよう努めなければならない。

3 政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、その適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

（定義）

第三条 この法律において「主要食糧」とは、米穀、麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）その他政令で定める食糧（これら的加工し、又は調製したものであって政令で定めるものを含む。）をいう。

2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針
- 二 米穀の需給の見通しに関する事項
- 三 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項
- 四 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項
- 五 その他米穀の需給及び価格の安定に関する重要事項

3 農林水産大臣は、前項第二号に掲げる事項を定めるため必要があるときは、都道府県知事に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 農林水産大臣は、米穀の需給事情その他の経済事情に変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、基本指針を変更することができる。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基本指針の変更について準用する。

(米穀の政府買入れ及び政府売渡し)

第二十九条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び第四十七条第二項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定める者(以下「買受資格者」という。)に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

(米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し)

第三十条 政府は、米穀等(米穀及び米穀を加工し、又は調製したものである)であつて政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。(の輸入を目的とする買入れを行い、及び買受資格者に対し当該米穀の売渡しを行うことができる。)

2 政府は、必要があると認める場合には、前項の米穀等の買入れを他に委託することができる。

3 第一項の輸入を目的とする買入れに係る米穀を同項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し)

第三十一条 政府は、米穀等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る米穀等の買受けを行おうとする買受資格者の連名による申込みに応じて、当該輸入に係る米穀等を買入れることができる。

2 政府は、前項の規定により買入れた米穀等を同項の申込みを行った買受資格者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。

3 第一項の規定により買入れた米穀等を前項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(米穀等の輸出を目的とする売渡し)

第三十二条 政府は、特に必要があると認めるときは、米穀等の輸出を目的とする売渡しを行うことができる。

2 第三十条第二項の規定は、前項の米穀等の売渡しについて準用する。

(政府売渡しの附帯条件等)

第三十三条 農林水産大臣は、第二十九条から前条までの規定により米穀を売り渡す場合には、売渡しに係る米穀の譲渡又は使用に関し、その時期、相手方等の制限その他必要な条件を付することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により条件を付されて米穀の売渡しを受けた者が、その条件に違反したときは、当該違反に係る米穀の売渡し価格に農林水産大臣が定める割合を乗じて得られる金額に相当する額の違約金を徴収することができる。

(米穀等の輸入)

第三十四条 米穀等の輸入(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条に定める輸入をいう。以下この項及び第四十五条第一項において同じ。)を行おうとする者は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る米穀等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合

二 第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等を輸入する場合

三 国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める米穀等を輸入する場合

2 前項の納付金の受領は、関税法第七十条第一項の許可、承認等とみなす。

3 第一項の納付金の納付手続その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(麦の政府買入れ)

第四十一条 政府は、政令で定めるところにより、麦をその生産者又はその生産者から委託を受けた者の売渡しの申込みに応じて、無制限に買入れなければならない。

2 前項の規定による政府の買入れの価格(以下この条において「政府買入価格」という。)は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、麦の生産費その他の生産条件、麦の需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、麦の再生産を確保することを旨と

して定める。この場合においては、国内における麦作の生産性の向上及び国内産麦の品質の改善に資するよう配慮するものとする。

3 農林水産大臣は、前項の規定により政府買入価格を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 農林水産大臣は、第二項の規定により政府買入価格を定めるときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、政府買入価格を改定することができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による政府買入価格の改定について準用する。

(麦等の輸入を目的とする買入れ)

第四十二条 政府は、麦等(麦その他政令で定めるもの及びこれらを加工し、又は調製したものであつて政令で定めるものをいう。次項、第四十四条及び第四十五条において同じ。)の輸入を目的とする買入れを行うことができる。

2 第三十条第二項の規定は、前項の麦等の買入れについて準用する。

(麦の政府売渡し)

第四十三条 政府は、その保有する麦を、随意契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契約によることを不相当と認める場合には、入札の方法による一般競争契約又は指名競争契約のうち農林水産大臣が選択する競争契約により売り渡すものとする。

2 前項の規定により売渡しを行う場合における予定価格は、政令で定めるところにより、標準売渡価格を基準として定める。

3 前項の標準売渡価格は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定める。

4 農林水産大臣は、前項の規定により標準売渡価格を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

5 農林水産大臣は、第三項の規定により標準売渡価格を定めるときは、遅滞なく、農林水産省令で定める麦についてこれを告示するものとする。

6 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、標準売渡価格を改定することができる。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による標準売渡価格の改定について準用する。

8 前条第一項の輸入を目的とする買入れに係る麦を第一項の規定により売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該麦の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(準用)

第四十四条 第三十二条の規定は麦等の売渡しについて、第三十三条の規定は麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第一項中「第二十九条から前条まで」とあるのは、「前条及び第四十三条」と読み替えるものとする。

(麦等の輸入)

第四十五条 麦等の輸入を行おうとする者は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る麦等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならない。ただし、第四十二条第二項において準用する第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合並びに国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものとして政令で定める麦等を輸入する場合は、この限りでない。

2 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の納付金について準用する。

(米穀及び麦以外の主要食糧の買入れ及び売渡し)

第四十六条 政府は、第三十条、第三十一条及び第四十二条の規定によるほか、米穀及び麦以外の主要食糧の買入れを行うことができる。

2 政府は、第三十一条の規定によるほか、その保有する米穀及び麦以外の主要食糧の売渡しを行うことができる。

3 第三十条第一項又は第四十二条第一項の規定により買入れた米穀及び麦以外の主要食糧について前項の売渡しを行う場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀及び麦以外の主要食糧の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業(その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十八条において同じ。)を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名

三 主たる事務所の所在地

四 その他農林水産省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）（抄）

（米穀の生産者に係る品位等検査）

第三条 米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を受けることができる。

（米穀の売買取引業者等に係る品位等検査）

第五条 米穀の売買取引又は加工を業として行う者（以下「売買取引業者等」という。）は、その所有し、又は占有する米穀で品位等検査を受けていないものについて品位等検査を受けることができる。

2 米穀の売買取引業者等は、その所有し、又は占有する米穀で品位等検査を受けたものについて、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日以後において、品位等検査（量目及び品位についての検査に限る。）を受けることができる。

一 輸入に係る米穀 第十三条第一項の規定により表示され、又は記載された検査年月日（この項の品位等検査に係るものを除く。）から起算して農林水産省令で定める期間を経過した日

二 その他の米穀 その生産された年の翌年の農林水産省令で定める日

（麦の生産者に係る品位等検査）

第六条 麦の生産者は、その生産した麦について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百二十三号）第四十一条第一項の売渡し又は売渡しの委託を行おうとするときは、その売渡し又は売渡しの委託前に品位等検査を受けなければならない。

2 麦の生産者は、その生産した麦で前項の品位等検査に係る麦以外のものについて品位等検査を受けることができる。

（麦の輸入者に係る品位等検査）

第七条 麦の輸入業者は、その輸入した麦について品位等検査を受けることができる。

(準用)

第八条 第五条第一項の規定は、麦について準用する。

(検査証明)

第十三条 登録検査機関は、農産物検査を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その農産物の包装若しくは票せんに検査年月日、農産物検査の結果その他必要な事項を表示し、又は当該農産物検査を請求した者(第十六条において「受検者」という。)にこれらの事項を記載した検査証明書を交付しなければならない。

2 何人も、農産物の包装又は票せんに、前項の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

3 第一項の規定による表示の付してある包装は、その表示を除去し、又は抹消した後でなければ、再び農産物の包装として使用してはならない。

(検査の失効)

第十五条 農産物検査を受けた農産物は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った時以後、農産物検査(第三号に該当する場合にあつては品位等検査、第四号に該当する場合にあつては同号の品位等検査を受ける前に受けた品位等検査に係る量目及び品位についての検査)を受けていないものとみなす。ただし、第二十三条の規定による命令に基づき、表示又は検査証明書の記載が改められた場合は、この限りでない。

一 第十三条第一項の規定による表示が失われ、抹消され、改められ、又は不明となつた場合

二 第十三条第一項の規定により交付された検査証明書が失われ、又はその記載が抹消され、改められ、若しくは不明となつた場合
三・四 (略)

2 第六条第一項又は第三十四条第一項の品位等検査を受けた麦であつて、前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するため農産物検査を受けていないものとみなされたものを売り渡し、又はその売渡しを委託しようとする売買取引業者等は、その売渡し又は売渡しの委託前に品位等検査を受けなければならない。

(登録検査機関の登録)

第十七条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。

- 一 その法人又はその業務を行う役員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくつた日から一年を経過しないもの

二・三 (略)

4 〽 9 (略)

(政府が輸入する麦等に係る農産物検査)

第三十四条 政府は、次に掲げる麦について品位等検査を受けるものとする。

- 一 政府の輸入を目的とする買入れに係る麦で品位等検査を受けていないもの
- 二 政府の所有に係る麦であつて、第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するため品位等検査を受けていないものとみなされたもの

2 〽 4 (略)

(罰則)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項又は第十五条第二項の規定に違反した者

二・三 (略)

飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)(抄)

(飼料需給計画)

第三条 農林水産大臣は、毎年、輸入飼料の買入、保管及び売渡に関する計画(以下「飼料需給計画」という。)を定める。

(飼料の買入)

第四条 政府は、飼料需給計画に基づき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十二条第一項の規定により大麦及び小麦の輸入を目的とする買入れを行うほか、輸入飼料(大麦及び小麦を除く。次項、第五条第二項及び第八条の二第一

項において同じ。)を買い入れることができる。

2 (略)

(飼料の売渡)

第五条 政府は、飼料需給計画に基き、その保管する輸入飼料を売り渡すものとする。

2 前項の規定による輸入飼料の売渡は、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。但し、政令で定める特別の事由があるときは、指名競争契約又は随意契約によることができる。

3 第一項の規定により輸入飼料の売渡をする場合の予定価格は、当該飼料の原価にかかわらず、国内の飼料の市価その他の経済事情を参しやくし、畜産業の経営を安定せしめることを旨として定める。

4 第一項の規定による輸入飼料たる大麦及び小麦の売渡しについては、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十三条第二項から第七項までの規定は適用しない。

地価税法(平成三年法律第六十九号)(抄)

(非課税)

第六条 (略)

2~4 (略)

5 別表第一に掲げる土地等に該当するもの(当該土地等が同表第五号、第六号、第八号から第十九号まで及び第二十一号から第二十四号までの規定に規定する施設、設備又は工作物(以下この項において「施設等」という。)の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該施設等の用以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除くものとし、当該施設等として使用されている建物等が貸し付けられているものであるときは専ら当該施設等として使用されている建物等で政令で定めるものの用に供されている土地等に限り。)については、地価税を課さない。

6~8 (略)

別表第一(第六条関係)

一~二十 (略)

二十一 次に掲げる施設で財務省令で定めるものの用に供されている土地等

イ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第二十九条（米穀の政府買入れ及び政府売渡し）、第三十条第一項（米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し）、第三十一条第一項（輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し）、第四十一条第一項（麦の政府買入れ）又は第四十二条第一項（麦等の輸入を目的とする買入れ）の規定に基づき政府が買入れ入れた米穀又は麦を保管するための施設

ロ・ハ （略）

二十二～二十四 （略）